



老振発第10号  
平成13年2月22日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

介護老人保健施設に関して広告できる事項について

標記については、介護保険法（平成9年法律第123号）及び厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告し得る事項（平成11年3月厚生省告示第97号）において関係規定が整備されているところであるが、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）等による病院及び診療所に係る広告制限の改正の趣旨も踏まえ、今般、別紙のとおり「介護老人保健施設に関して広告できる事項」を制定したので、十分ご了知の上、介護老人保健施設の広告関係事務の適正な運用を期されたい。

なお、「老人保健施設に関して広告できる事項について」（平成4年3月7日老健第51号厚生省大臣官房老人保健福祉部老人保健課長通知）は廃止する。

(別紙)

## 介護老人保健施設に関して広告できる事項について

介護老人保健施設に関する広告については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第98条の規定により制限が設けられており、同条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を広告できるほか、同項第3号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。

また、広告できる事項として厚生労働大臣の定めるものについて平成11年3月厚生省告示第97号（厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告し得る事項）により、介護老人保健施設に関して、法第98条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げるもののほか、次の事項について広告できることとされている。

- (1) 施設及び構造設備に関する事項
- (2) 職員の配置員数
- (3) 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。）
- (4) 利用料の内容

具体的な取扱いについては、下記のとおりであるので留意されたい。

### 1 施設及び構造設備に関する事項

介護老人保健施設の施設及び設備構造に関する事項について、その内容を広告できること。具体的には、以下の内容のものについて広告できること。

- イ 療養室（広さ、個人用ロッカー、洗面所等の設備）
- ロ 機能訓練室（広さ、機械・器具等の設備）
- ハ 痴呆専門棟を有する介護老人保健施設については、その旨及び定員、施設設備
- ニ 食堂（広さ、設備等）
- ホ 談話室、レクリエーション・ルーム（広さ、テレビ・ソファ等設備）
- ヘ 浴室（特別浴槽等の設備）
- ト 当該介護老人保健施設の協力病院及び協力歯科医療機関
- チ 当該介護老人保健施設に在宅介護支援センターを設置している場合は、その旨及びその事業内容等
- リ 当該介護老人保健施設に訪問看護ステーション又は特別養護老人ホーム等を併設している場合は、その旨及びその事業内容等
- ヌ その他特色ある施設（ボランティア・ルーム、家族介護教室等の設置状況）

### 2 職員の配置員数

介護老人保健施設に配置される職員の職種ごとの員数を広告できること。広告できる職員の員数は、常勤換算した場合の員数とすること。なお、医師又は看護婦の技能、経歴、年齢又は性別に関する事項についても広告できること。

### 3 提供されるサービスの種類及び内容

(1) レクリエーション、理美容その他日常生活上のサービスの内容について広告できること。具体的には、以下の内容について広告できること。

イ レクリエーションの内容

ロ 生活上のサービスの内容…入浴回数、機能訓練の回数等

(2) 指定通所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護を実施している介護老人保健施設については、その旨を広告できること。この場合においては、指定通所リハビリテーションの定員数及びその実施時間についても広告できること。

(3) 利用料の徴収できる「特別な療養室」を有する施設については、その旨及びその室数について広告できること。

(4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、病院又は診療所の名称について広告できること。

(5) 当該介護老人保健施設によるサービスの提供に関する諸記録に係る情報を開示することができる旨を広告できること。

(6) 医療の内容に関する事項は広告できないこと。

### 4 利用料の内容

介護老人保健施設において徴収する利用料（日常生活費その他の費用を含む。）の費目、金額、支払方法及び領収について広告することができること。

### 5 その他

広告内容は虚偽であってはならないこと。

(参考)

○介護老人保健施設に関して広告できる事項について；旧通知との対照表

(下線部分は変更部分)

新	通	知	旧	通	知
<p>第1 <u>介護老人保健施設</u>に関して<u>広告できる事項</u>について <u>介護老人保健施設</u>に関する<u>広告</u>については、<u>介護保険法</u>（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第98条の規定により制限が設けられており、<u>同条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を</u>広告できるほか、<u>同項第3号により厚生労働大臣の定める事項</u>について<u>広告</u>することができることとなっている。</p> <p>また、<u>広告できる事項として厚生労働大臣の定めるもの</u>について平成11年3月厚生省告示第97号（<u>厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告し得る事項</u>）により、<u>介護老人保健施設</u>に関して、<u>法第98条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げるものほか、次の事項</u>について<u>広告</u>できることとされている。</p> <p>(1) <u>施設及び構造設備に関する事項</u> (2) <u>職員の配置員数</u> (3) <u>提供されるサービスの種類及び内容</u>（<u>医療の内容</u>に関するものを除く。） (4) <u>利用料の内容</u></p> <p>具体的な取扱いについては、下記のとおりであるので留意されたい。</p> <p>1 <u>施設及び構造設備に関する事項</u> <u>介護老人保健施設の施設及び設備構造</u>に関する事項について、その内容を<u>広告</u>できること。具体的には、以下の内容のものについて<u>広告</u>できること。</p>	<p>第1 <u>老人保健施設</u>に関して<u>広告</u>できる<u>事項</u>について <u>老人保健施設</u>に関する<u>広告</u>については、<u>老人保健法</u>（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第46条の9の規定により制限が設けられており、<u>同条第1項各号に掲げる事項</u>を<u>広告</u>できるほか、<u>同条第2項により厚生大臣が特に必要と認める事項</u>に<u>限り</u>その<u>定める内容</u>について<u>広告</u>することができることとなっている。</p> <p>また、<u>広告できる事項として厚生大臣が特に必要と認めるもの</u>について昭和63年3月厚生省告示第87号（<u>老人保健法第46条の9第2項の規定に基づき、広告し得る事項</u>を定める<u>件</u>）により、<u>老人保健施設</u>に関して、<u>法第46条の9第1項各号に列記するものほか、次の事項</u>について<u>広告</u>できることとされている。</p> <p>(1) <u>施設及び構造設備に関する事項</u> (2) <u>職員の配置員数</u> (3) <u>提供されるサービスの種類及び内容</u>（<u>医療の内容</u>に関するものを除く。） (4) <u>利用料の内容</u></p> <p>具体的な取扱いについては、下記のとおりであるので留意されたい。</p> <p>1 <u>施設及び構造設備に関する事項</u> <u>老人保健施設の施設及び設備構造</u>に関する事項について、その内容を<u>広告</u>できること。具体的には、以下の内容のものについて<u>広告</u>できること。</p>				

イ 療養室（広さ、個人用ロッカー、洗面所等の設備）  
ロ 機能訓練室（広さ、機械・器具等の設備）

ハ 痴呆専門棟を有する介護老人保健施設については、その旨及び定員、施設設備

ニ 食堂（広さ、設備等）

ホ 談話室、レクリエーション・ルーム（広さ、テレビ・ソファ一等の設備）

ヘ 浴室（特別浴槽等の設備）

ト 当該介護老人保健施設の協力病院及び協力歯科医療機関  
チ 当該介護老人保健施設に在宅介護支援センターを設置している場合は、その旨及びその事業内容等

リ 当該介護老人保健施設に訪問看護ステーション又は特別養護老人ホーム等を併設している場合は、その旨及びその事業内容等

ヌ その他特色ある施設（ボランティア・ルーム、家族介護教室等の設置状況）

## 2 職員の配置員数

介護老人保健施設に配置される職員の職種ごとの員数を広告できること。広告できる職員員数は、常勤換算した場合の員数とすること。なお、医師又は看護婦の技能、経歴、年齢又は性別に関する事項についても広告できること。

## 3 提供されるサービスの種類及び内容

(1) レクリエーション、理美容その他日常生活上のサービスの内容について広告できること。具体的には、以下の内容について広告できること。

イ レクリエーションの内容

ロ 生活上のサービスの内容…入浴回数、機能訓練の回数

イ 療養室（広さ、個人用ロッカー、洗面所等の設備）  
ロ 機能訓練室（広さ、機械・器具等の設備）

ハ 痴呆性老人加算承認施設については、その旨及び定員、その旨及び定員、施設設備

ホ 食堂（広さ、設備等）

ヘ 談話室、レクリエーション・ルーム（広さ、テレビ・ソファ一等の設備）

ト 浴室（特別浴槽等の設備）

チ 当該老人保健施設の協力病院及び協力歯科医療機関  
リ 当該老人保健施設に在宅介護支援センターを設置している場合は、その旨及びその事業内容等

ヌ 当該老人保健施設に老人訪問看護ステーション又は特別養護老人ホーム等を併設している場合は、その旨及びその事業内容等

ル その他特色ある施設（ボランティア・ルーム、家族介護教室等の設置状況）

## 2 職員の配置員数

老人保健施設に配置される職員の職種ごとの員数を広告できること。広告できる職員員数は、常勤換算した場合の員数とすること。なお、医師又は看護婦の技能又は経歴に関する事項についても広告できること。

## 3 提供されるサービスの種類及び内容

(1) レクリエーション、理美容その他日常生活上のサービスの内容について広告できること。具体的には、以下の内容について広告できること。

イ レクリエーションの内容

ロ 生活上のサービスの内容…入浴回数、機能訓練の回数

等

(2) 指定通所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護を実施している介護老人保健施設については、その旨を広告できること。この場合においては、指定通所リハビリテーションの定員数及びその実施時間についても広告できること。

(3) 利用料の徴収できる「特別な療養室」を有する施設については、その旨及びその室数について広告できること。

(4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、病院又は診療所の名称について広告できること。

(5) 当該介護老人保健施設によるサービスの提供に関する諸記録に係る情報を開示することができる旨を広告できると。

(6) 医療の内容に関する事項は広告できないこと。

4 利用料の内容  
介護老人保健施設において徴収する利用料（日常生活費その他の費用を含む。）の費目、金額、支払方法及び領収について広告することができること。

5 その他  
広告内容は虚偽であつてはならないこと。

等

(2) 初老期痴呆患者を受け入れることができる老人保健施設については、その旨を広告できること。この場合において  
は、初老期痴呆患者の利用可能数及びその費用負担の方法についても広告できること。

(3) デイ・ケア等（老人保健施設デイ・ケア、特別老人保健施設デイ・ケア及び長時間デイ・ケアをいう。以下同じ。）を実施している老人保健施設については、その旨を広告できること。この場合においては、デイ・ケア等の定員数及びその実施時間についても広告できること。

(4) 利用料の徴収できる「特別な療養室」を有する施設については、その旨及びその室数について広告できること。

(5) 医療の内容に関する事項は広告できないこと。

4 利用料の内容  
老人保健施設において徴収する利用料の費目及びその額について広告することができること。

5 その他  
広告内容は虚偽であつてはならないこと。